

世田谷区立明正小学校

P T A 規 約



1973年	9月13日	施 行			
1984年	12月 6日	一部改正	2006年	3月13日	一部改正
1988年	3月16日	一部改正	2007年	6月 8日	一部改正
1991年	5月31日	一部改正	2009年	3月17日	一部改正
1992年	3月16日	一部改正	2010年	3月16日	一部改正
1994年	3月10日	一部改正	2012年	3月15日	一部改正
1996年	3月12日	一部改正	2013年	3月12日	一部改正
1997年	3月12日	一部改正	2017年	12月 9日	一部改正
1998年	3月12日	一部改正	2020年	6月18日	一部改正
1999年	3月 6日	一部改正	2020年	9月14日	一部改正
2003年	3月11日	一部改正	2023年	4月 1日	一部改正
2024年	4月 1日	一部改正			

【最新版改正履歴】第25,27,29条改正

明正小学校PTA規約

第1章 名称

第1条 本会は、明正小学校PTAと称し、事務所を世田谷区立明正小学校に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、明正小学校の教育ならびに経営方針にしたがって、家庭と学校とが互いに協力し、児童が心身共にすこやかに伸び、幸福になるように努める。また、会員がお互いに教養を高め、親しみを深め、民主教育が広く行われるようにする。

第3章 方針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動する。

第4条 本会は、金銭上の利益を求めず、いずれの宗教・政党、および思想にもかたよらない。

第5条 本会は、直接学校の管理や教師の人事に干渉するものではない。

第6条 本会は、児童の福祉のために活動している他の社会的諸団体、および機関と協力する。

第4章 活動

第7条 本会は、第2章の目的を達成するために、下記の活動をする。

1. 会員が互いに親しみを深め、教養を高める。
2. 児童の学習やしつけの教育に協力する。
3. 児童の健康な身体をつくり、病気にかからぬように努める。
4. 児童の校外での生活環境を良くし、校外指導に努める。
5. 学校環境を良くすることに努める。
6. その他、第2章の目的を達成するために必要なことをする。

第5章 会員

第8条 本会の会員の資格、入退会については次のとおりとする。

1. 本会の会員となる資格を有する者は、本校在籍児童の保護者またこれに代わる者、及び本校職員とする。会員は会費を納める。ただし、特別の事情がある会員は会費を減免されることができる。
2. 会員資格を有する者は任意に入退会できる。入会後の会員資格は、退会の申し出がない限り、自動的に継続される。保護者においては児童の卒業または転校時、職員においては退職時に自動的に退会となる。

第6章 会計

第9条 本会の経費は、会費およびその他の収入でまかなう。

第10条 本会の会費は家庭数割とし、その額は総会で決める。会費は年度初めに全額納める。ただし、一学期に転入の場合には全額、二学期に転入の場合は3/4、三学期に転入の場合には1/2を納める。一学期中の転出の場合には、申し出があったときに1/2を返却する。

第11条 本会の資産は、第2章の目的以外に使用することができない。

第12条 本会の会計年度は、3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

第7章 役員・会計監査および委員

第13条 本会に次の役員・会計監査および委員を置く。

1. 役員
会長1名、副会長3名（内副校長1名）、庶務4名（内職員1名）、会計3名（内職員1名）
地域担当4名（内職員1名）
ただし、役員の数人は、状況により変動する場合がある。
2. 会計監査2名
3. 委員
学級委員および各委員会委員

第14条 役員および会計監査の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務の運営をつかさどり、総会・役員会・運営委員会を召集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、これを代行する。
3. 庶務は、会議の通知、記録および記録の保管を行う。
4. 会計は、本会の会計を管理する。
5. 地域担当は、校外委員会を代表し、運営を行う。
6. 会計監査は、本会の会計を監査する。

- 第15条 役員・会計監査および委員の選出方法は次のとおりとする。
1. 役員は、細則に定める役員選出規定によって選出され、総会において承認を受ける。
 2. 会計監査は、当年度会計監査が次年度の募集を行い、総会で承認を受ける。ただし、会計監査は役員および委員を兼ねることができない。
 3. 委員は、年度初め総会までに活動を希望するPTA会員の中から選ばれる。
 4. 職員の中から選出される役員、および委員は、学校に一任する。
- 第16条 役員・会計監査および委員の任期、再任については、次のとおりとする。
1. 役員・会計監査および委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間（引継ぎ期間は含まない）とする。ただし、役員・会計監査の再任は1回とする。委員は、引き続き選ばれることは差し支えない。
 2. 役員を通算1年つとめた会員は、その児童が在学中において、委員会（校外委員会を除く）の委員の選出から免除される。ただし、本人が希望する場合はその限りではない。また、この内容は弟妹の在学期間にも適用される。
- 第17条 役員・会計監査および委員が欠けた時は必要に応じて補充する。その時は前任者の残りの期間とする。

第8章 会議

- 第18条 本会に次の会議を置く。
1. 本会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会、および運営委員会とする。
 2. 総会その他各種会議は、書面・Webまたは、議場で審議および決議を行うものとする。
- 第19条 総会は、本会の全ての会員が出席できる最高議決機関であり、年度初めと年度末に定期総会を開く。また運営委員会が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。
- 第20条 総会の議長は、会員の中よりそのつど選任される。ただし、校長、運営委員会構成員および会計監査は除く。
- 第21条 定期総会においては、次のことを行う。
1. 「年度初め総会」
 - ①その会計年度の予算案の承認、および活動計画の決定。
 - ②その他、重要な事項の審議。
 2. 「年度末総会」
 - ①次年度の役員（会長・副会長・庶務・会計・地域担当）および会計監査の承認。
 - ②前の会計年度の決算報告、および監査報告の承認。
 - ③その年度の活動状況報告の承認。
 - ④その他、重要な事項の審議。
- 第22条 総会の日時、場所、および議題は、あらかじめ通知する。
- 第23条 総会の定足数は、委任状を含め全家庭数の10分1以上とする。決議は総会出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第24条 役員会は会長・副会長・庶務・会計・地域担当によって構成され、本会の運営、総会および運営委員会の運営に関する事項について審議するため、随時開くものとする。
- 第25条 運営委員会の運営については、次のとおりとする。
1. 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、役員、各委員会の代表者、学級委員、教職員代表によって構成される。
 2. 運営委員会における議決権は、役員会1、各学級1、各委員会1、教職員1とする。
 3. 運営委員会においては、次のことを行う。
 - ①会務一般にわたる活動計画の決定。
 - ②出席者の提案事項の審議。
 - ③総会における議案および報告事項の審議。
 - ④規約を施行するために必要な細則の制定。
 - ⑤委員会および部の設置の承認。

第9章 学級活動

- 第26条 各学級は学級PTAその他の活動を通して会員相互の研修に努め、親睦をはかるとともに、担任の学級運営に協力する。
- 第27条 各学級は、学級委員2名程度を選ぶ。学級委員は役員との緊密な連携のもとに学級活動を推進し、学級PTAを運営する。
- 第28条 各学級は、互いに連絡・協力して学年活動を行う。
- 第29条 各学年の学級委員2名で学年委員会を構成する。学級委員のなかから、学年代表委員（正・副各1名）を選ぶ。各学年の学級担任は、担任としての立場で、学年委員会に参加をすることができる。
- 第30条 学年委員会は各学級の意見を交換・調査・選択し、役員会・運営委員会との緊密な連絡のもとに、学年の活動を推進する。

第10章 校外委員会

第31条 児童の校外での生活環境を良くし、安心と安全を確保し、さらに地域との連携を深めるために、校外委員会を置く。

第32条 校外委員会の運営および校外委員の選出は、細則に定める校外委員会規定によるものとする。

第11章 委員会

第33条 第4章の活動を円滑に行うため、委員会を置く。委員会は、運営委員会の承認によって、目的に応じて複数置くことができる。

第34条 委員会の運営および委員の選出は、細則に定める委員会規定によるものとする。

第35条 第4章の活動を円滑に行うための活動のうち、周年行事など1年以内の限定された期間の活動については、第33条の委員会とは別に、運営委員会の承認によって臨時委員会を置くことができる。臨時委員会の委員および委員長の選任には、運営委員会の承認を必要とする。

第12章 部活動

第36条 会員相互の親睦を深めるため、部活動を行うことができる。部の設置は、細則に定めるとおりとする。

部の改廃については、運営委員会の承認を必要とする。

第13章 慶弔規定

第37条 会員の慶事および弔辞に際しての本会会計からの金品の贈与については細則で定める。

第14章 個人情報

第38条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については細則で定める。

付 則

1. 校長は、すべての会議に出席して、意見を述べるができる。
2. 本規約を変更する場合には、総会において出席者の過半数の賛成を必要とする。
3. 本規約は、2024年4月1日より施行する。

細 則

【校外委員会規定】

校外委員会の運営およびブロック長・校外委員の選出については、次のとおりとする。

1. 校外委員会は、各校外班から選ばれたブロック長・校外委員によって構成される。
2. 校外委員会を運営する地域担当（職員を除く）は、PTA本部役員選出時に選出される。
3. 地域担当は、必要に応じて校外委員会を開くことができる。
4. 校外委員会は、校外班および職員との緊密な連携のもとに活動し、区や地域の関係団体の活動に協力する。

【委員会規定】

委員会の運営および委員の選出については、次のとおりとする。

1. 次の委員会を置く。
役員選出委員会、明正小まつり委員会、広報委員会、
研修委員会（PTA研修・家庭教育学級）、遊び場開放委員会、ベルマーク委員会
ただし、やむを得ない状況等により、活動を休止する場合がある。
2. 各委員会の委員は本会会員のうち活動を希望する者の中から選ぶ。各委員会の委員の中から委員長1名を選任する。副委員長は必要に応じた人数を選出することができる。
3. 各委員会は、役員および職員との緊密な連携のもとに活動する。

【役員選出規定】

役員を選出については、次のとおりとする。

1. 役員の候補者の選出は役員選出委員会が行う。
2. 役員選出委員会は相談役を3名まで置くことができる。ただし相談役のうち1名は副校長とし、他の相談役は役員会で選出する。
3. 役員選出委員会は役員選出方法を運営委員会に提示し、承認を受け、その選出方法に基づいて役員選出を行う。
4. 役員選出委員会の委員長および副委員長は次年度の役員の候補になることはできない。また、委員長および副委員長は連続して務めることができない。
5. 役員に欠員が生じた場合は必要に応じて役員会がこれを補充し、運営委員会の承認を得て、これを決定する。

【部活動規定】

次の部の設置を認める。

バレーボール部、コーラス部、ソフトボール部

【慶弔規定】

会員の慶事および弔事に際しての本会会計からの金品の贈与については次のとおりとする。

1. 死亡の場合の「香典」または「花代」等は、次のとおりとする。

①児童および父母 5,000円

②職員 5,000円

③職員の家族

配偶者および血族1親等（実父母・実子） 5,000円

親族1親等の直系尊属（配偶者の実父母） 5,000円

2. 会員および児童の重傷病（3週間以上の入院）または災害の場合、3,000円程度の見舞品を贈る。

3. 職員が結婚した場合、3,000円程度の祝い品を贈る。

4. 職員または配偶者の出産の場合、3,000円程度の祝い品を贈る。

5. その他特別の場合は、役員が相談の上、決定する。

6. 本規定実施に対する返礼は、行わないものとする。

【個人情報取扱規定】

（目的）

第1条 この個人情報取扱規定は、明正小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

（指針）

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努める。

（利用目的）

第3条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

①会費請求、管理等のための連絡

②活動全般の連絡

③文書等の送付

④本会役員・委員・会員名簿等の作成

（個人情報の取得）

第4条 本会が取り扱う個人情報は、会員の同意を得た方法によって取得する。また、取り扱う個人情報とは氏名、電話番号、メールアドレス他、活動において必要とするもので、会員の同意を得た事項とする。

（同意の取り消し）

第5条 1. 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

2. 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。

ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

（管理）

第6条 1. 個人情報は、本会が適正に管理する。

2. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

（第三者提供の制限）

第7条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

①法令に基づく場合

②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

③公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

④国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（改正）

第8条 本規定の改正は、運営委員会の承認を必要とする。